

重要事項説明書（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）

ご利用者（以下「甲」）に対する福祉用具貸与サービスの開始にあたり、伊丹市条例に基づいて、当事業者（以下「乙」）があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 Core-S	法人種別	株式会社
所在地	兵庫県伊丹市鴻池5丁目9番37号	代表取締役	上田 勝康
		電話番号	072-781-3410
介護保険法に基づき兵庫県知事から 指定を受けている事業所名称 (指定番号)	(介護予防)福祉用具貸与		第三者評価 実施しておりません
	2873302638		
	株式会社 Core-S		
	管理者	松村 穂高	
兵庫県伊丹市鴻池5丁目9番37号		TEL	072-781-3410
		FAX	072-781-3411

貸与品目（具体的な取扱商品はカタログをご覧ください）		
1. 車いす 2. 車いす付属品 3. 特殊寝台 4. 特殊寝台付属品 5. 床ずれ防止用具	6. 体位変換器 7. 手すり（工事を伴わないもの） ⑧. スロープ（工事を伴わないもの） ⑨. 歩行器 ⑩. 歩行補助つえ	11. 認知症老人徘徊感知機器 12. 移動用リフト（つり具の部分を除く） 13. 自動排泄処理装置（交換可能部品除く） ○印は、選択制の商品が含まれます。

※車椅子(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、認知症老人徘徊感知機器、体位変換器、移動用リフトについては、要支援1・2、要介護1の方は原則として保険給付の対象外となります。また、自動排泄処理装置については原則要介護4・5の方のみ対象です(尿のみ吸引するものは要支援1からでも貸与可能です)。ただし、一定の条件に該当する方は例外的に利用が認められています。

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	在宅生活において、より良き商品、良質なサービスの供給をはかり、地域福祉の向上に寄与する。
運営の方針	在宅生活において、心身の状況を踏まえ、適切な福祉用具を計画的に供給することで生活機能の維持・改善を図る。

3. ご利用事業所の職員体制

職種	職務内容	勤務の体制
管理者	・管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	員数 1 人 常勤 1 名 (福祉用具専門相談員と兼務)
福祉用具専門相談員	福祉用具専門相談員は、福祉用具レンタルを行う際に、利用者の病状や障害の度合いに応じて福祉用具の選定や使用方法について専門的にアドバイスを行う。	3 名以上 (内1名は管理者を兼務)

4. 営業時間

営業時間	AM. 8:45～PM. 5:45	営業日	月曜日から金曜日 (但し 祝日、12/29～1/3は除く)
------	-------------------	-----	----------------------------------

5. 通常の事業の実施地域

(兵庫県)宝塚市・伊丹市・尼崎市・芦屋市・西宮市・川西市

6. 利用料金

(利用料金の計算方法)

1. レンタル開始月のレンタル料

レンタル開始日が開始月の15日以前の場合・・・月額レンタル料全額

レンタル開始日が開始月の16日以降の場合・・・月額レンタル料の2分の1の額

2. レンタル終了月のレンタル料

レンタル終了日が終了月の15日以前の場合・・・月額レンタル料の2分の1の額

レンタル終了日が終了月の16日以降の場合・・・月額レンタル料全額

(その他費用)

・福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別途カタログ・価格表の額によるものとし、当該指定福祉用具貸与(介護予防含む)が法定代理受領サービスである時は、その1割もしくは2割もしくは3割とする。

・通常の事業の実施以外の地域で行う指定福祉用具貸与(介護予防含む)に要した交通費は、片道50km以上で¥5,000円-。以降、10km毎に¥1,000-増額とし、上限200kmまでとさせていただきます。

・福祉用具の搬入搬出に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費を徴収するものとさせていただきます(クレーン車などの重機等)。

・通常の事業の実施以外の地域に於いての交通費や、上記の搬出入に特別な措置が必要な場合にかかる費用を請求するときは、あらかじめ利用者又はその家族に対して同意を頂くことを前提としてご請求いたします。

・支払期日を過ぎた未支払の遅延金に関しては遅延利息として年率3%に係る日数に乗じてご請求させていただきます。

7. 支払方法

利用料はご利用分を翌月15日までにご請求させていただきます。また、支払方法としては以下の通りとなっております。

口座引落	毎月26日頃	<u>SMFSでの引落としになります。</u> 毎月自動で引き落としになりますので非常に便利です。振り込みの手間や現金支払の準備が不要です。
------	--------	---

※御希望がありましたら現金払い、口座振込先をご案内しております。

8. 個人負担割合について

介護保険負担割合証の割合に応じた額を個人負担としてご請求いたします。

弊社職員が確認させていただきますので、介護保険被保険者証と共にご提示ください。

(例) 5,000円の車椅子をお借りいただいた場合

負担率	1割	2割	3割
ご利用者負担額	500円	1,000円	1,500円

9. サービスの提供にあたって

①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容

(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。

また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

③福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

④指定福祉用具貸与の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

⑤選択制(レンタル・販売)の福祉用具が含まれる場合はそれぞれのメリット・デメリットを説明します。

10. 苦情申立窓口

ご相談・お問い合わせなど、どのような内容でもお気軽にご連絡ください。
弊社に連絡いただけましたら管理者に連絡後、折り返しご連絡いたします。

弊社 ご相談 窓口	ご利用時間 平日 午前8:45～午後5:45		国民健康 保険団体 連合会	兵庫県国民健康保険団体連合会	
	電話番号 072-781-3410 FAX 072-781-3411			電話番号 078-332-5617	
	管理者	松村 穂高		8時45分～17時15分(月から金曜日)	

各自治体窓口	伊丹市 高齢福祉課	072-784-8099		
	川西市 福祉部 地域福祉課	072-740-1172		
	宝塚市 健康福祉部 安心ネットワーク推進室 高齢福祉課	0797-77-2068		
	尼崎市 健康福祉局 福祉部 高齢介護課・包括支援担当	06-6489-6356		
	芦屋市 福祉部高齢介護課介護保険事業係	0797-38-2024		
	西宮市 高齢介護課	0798-35-3199		

他消費生活センター	兵庫県立消費生活総合センター	078-303-0999	月～金曜日 9:00～16:30

11. 事故、故障発生時の対応

万が一事故、故障等の緊急事態が発生いたしましたら、甲は右記電話番号(072-781-3410)にて乙までご連絡くださるか、もしくは下記居宅介護(介護予防)支援事業者にご連絡していただき、乙に連絡していただけるようご指示ください。
乙は、ご連絡をいただきましたら速やかに甲もしくはご指定連絡先・市町村・ご利用者のご家族様・居宅介護支援事業者・地域包括支援センターに連絡を取り、事故、故障等への対応を行います。
事故、故障等の結果乙の責による損害が発生した場合、乙は契約書に基づき賠償を行います。

指定連絡先

指定連絡先

居宅介護支援事業者

電話番号

12. 秘密の保持について

- ①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

責任者名： 松村 穂高

- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③虐待防止のための指針の整備をします。
- ④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. その他 事業所運営の注意規定

- ①暴力団の排除

運営法人の役員・及び管理者やその他の従業員は暴力団員ではなく、加えて暴力団の支配や指示を受けてはならないものとします。

- ②災害発生時に他の社会福祉施設との連携・協力を行い事業が継続できるように努めます。

交付年月日 年 月 日

（甲）私は、サービス内容及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

ご利用者名

住 所

（乙）当事業者は、甲に対する福祉用具貸与サービスの提供開始にあたり甲に対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容・利用料・支払い方法の説明を行い、重要事項の交付をしました。

主たる事業所
所在地

兵庫県伊丹市鴻池5丁目9番37号

名 称

株式会社 Core-S

説明者 所 属

ライフサポート事業部

福祉用具専門相談員

署 名

代理人署名

（続柄）

介護保険におけるレンタル商品についての注意事項

- 1 病院への入院・老人施設等への入所・転居など状況に変更のある場合には、速やかにご連絡ください。
- 2 商品の故障・破損が発生した場合には、速やかにご連絡ください。
- 3 お客様の故意または過失により、商品が破損・消失した場合には、修理費用もしくは弁償相当額の請求をさせていただきます。
- 4 商品の改造・加工を行うことはできません。
- 5 選択制の対象福祉用具については購入することもできます。
- 6 お見積り商品は下記の通りです。

※法定代理受領サービスである時は、その1割、または2割、もしくは3割とする。

(月額)

商品名	価格	1割負担	2割負担	3割負担
合計額				

連絡先

株式会社 Core-S

担当

まで

電話

072-781-3410

株式会社 Core-S